

情報通信審議会 情報通信技術分科会 ITU 部会
地上業務委員会（第 64 回） 議事概要（案）

1 日 時

令和 3 年 5 月 28 日（金） 10:00～11:43

2 場 所

Web会議

3 出 席 者（敬称略、順不同）

[委員・専門委員]

三瓶 政一（主査：大阪大学）、小川 博世（主査代理；情報通信研究機構）、足立 朋子（東芝）、上村 治（ソフトバンク）、小西 聡（KDDI）、齋藤 一賢（日本電信電話）、齊藤 佳子（パナソニック）、阪田 史郎（東京大学）、田北 順二（全国船舶無線協会）、西岡 誠治（電波産業会）、橋本 明（NTTドコモ）、増田 浩代（富士通）

[関係者]

新 博行（NTTドコモ）、今田 諭志（KDDI）、坂田 研太郎（ソフトバンク）、菅田 明則（KDDI）、本多 美雄（エリクソン・ジャパン）

[事務局]

総務省移動通信課新世代移動通信システム推進室 五十嵐室長、田中課長補佐、丸橋係長、杉山官

4 配 付 資 料

資料地-64-1	第63回地上業務委員会議事概要（案）
資料地-64-2	ITU-R SG 5 WP 5D第37回会合報告書（案）
資料地-64-3	ITU-R SG 5 WP 5D第38回会合への日本寄与文書（案）等一覧
資料地-64-4	ITU-R SG 5 WP 5D第38回会合の対処方針（案）
参考資料1	ITU-R SG 5 WP 5D第38回会合の開催案内
参考資料2	ITU-R SG 5 WP 5D第38回会合の日本代表団一覧
参考資料3	地上業務委員会構成員名簿

5 議 事 概 要

（1） 地上業務委員会（第 63 回）議事要旨について

【資料地-64-1】

地上業務委員会（第63回）の議事要旨について、事務局から説明があり、意見等

がある場合は、本日（5月28日（金））までに事務局に連絡することとされた。

(2) ITU-R SG 5 WP 5D 第37回会合の報告について

【資料地-64-2】

ITU-R SG 5 WP 5D第37回会合の報告について、事務局から行われた。

(3) ITU-R SG 5 WP 5D 第38回会合への日本寄与文書案について

【資料地-64-3】

ITU-R SG 5 WP 5D第38回会合への日本寄与文書案について、J-1からJ-8まで8件の寄与文書があること、また、J-9及びJ-10の二件は参考であることの説明が事務局からあった。

【資料地-64-3-1】

「新レポート草案M. [IMT. C-V2X]へ向けた作業文書の修正提案 「C-V2Xアプリのための地上系IMTの使用」について、KDDIの菅田氏から説明がなされ、質疑応答の後、承認された。

橋本構成員： 今回はこの作業文書からワンランクアップしてPreliminary Draft New Reportにしようという提案で、内容もそれに即して改訂するということかと思う。趣旨は結構だと思う。

英文のp. 3のAttachmentにおいて、“Working Document Towards”を削除している。その後、冠詞の“a”があるが、Preliminary Draft New Reportにするのであるから、この“a”も要らないと思うため、これも削除するとよい。

もう一点は、最後の方、英文のp. 41にAnnex Yがある。これを見ると、M. 2445という別のITU-R報告を参照するようになっている。そこに“which was developed by WP 5A”とある。一点目は、完成したITU-R報告について、WP 5Aの報告であるという表現は要らない。また内容について、M. 2445の目次を引用するような形で、セクション番号、いわゆるTable of Contentsがリストされているが、このように他の報告の中身をそのまま持ってきて、新しい報告のAnnexにするというのは通常あまり行わない。他の報告を参照するのであれば、M. 2445のセクション7. 6にこれらのアプリケーションに関する記述があるなど、二～三行の文章表現だけで十分ではないかと思う。Annex全体のあり方について、再度検討いただければと思う。

菅田氏： 意見に感謝。エディトリアルな部分は修正する。

最後のAnnex Yの部分については、日本から参考という形で入力したものの、元々の使用方法は、M. 2445は“ITS usage”ということにはなっているものの、実際にC-V2Xで考えられているビークル関係のアプリケーションの議論はWP 5Aでかなり検討されていて、ここで言及されているようなものですでにITU-R報告がある。結局これとの差異を、C-V2Xの報告を作成するに当たって明確化する又は関係づけるということ。日本が報告の作成において必要ではないかと思われたため、最初はAnnex Yを入れていた。エディタズノートで、本文等の議論が終了すれば、ここは全て削除しても構わないという内容のエディタズノートを入れてあった。しかし、やはり議論していく中で、他のWPではあるものの、IMTとの観点とは違う、ビークルの関係の報告がすでにまとまったものがあって、そこで一定の整理がされているため、それとの関係を示しておくというのがある程度理解を深める上で必要ということで、残してはいる。今回の第38回会合でその辺の議論があるのであれば、当初の趣旨もあるので、不要ということであれば、ここを削除するということに関しては吝かではないと思っている。以上、回答になっているか。

橋本構成員： 了。どういう経緯でこれが入ったかは説明で分かった。要するに基本原則は、他の報告に書いてあることを別の報告で長々と引用しないということが一つ。また、区別したいのであれば、そのことについて、それぞれのスコープを簡潔に書けばよい。本Annex全体を消すかどうかは提案元の意向に任せたいと思うが、他の報告の参照については、なるべく簡略化するという方向で進めていただきたい。

菅田氏： 了。

齊藤構成員： エディトリアルな点。本文のp. 30とp. 31で、3GPPのTS 38. 101を参照している記載があるが、特にp. 31の表の下については、章立てまで詳しく書かれているため、38. 101は、-1から-4の四部構成になっていると思うので、それぞれの章立てが連番ではなく1から割り振られているため、例えば。

三瓶主査： ページがずれているようであるが、p. 31か。何節か。

齊藤構成員： (p. 34の6. 3. 2節。) 表ZZZの下の二段落目の“*For NR based …*”の一番下の行の“*… 3GPP TS 38. 101 clause 5. 2E and 5. 3E*”とあるが、そこはおそらく“*3GPP TS 38. 101-1*”になるのではないかと思う。そちらを記載した方がよいのではないかと思うが、如何

か。

菅田氏： “-1”ということか。

齊藤構成員： そう思っているが、確認して記載いただければ。

菅田氏： 了

【資料地-64-3-2】

「ITU-R M. 1036-6勧告改訂草案への修正提案」について、NTTドコモの新氏から説明がなされ、質疑応答の後、承認された。

三瓶主査： 提案の内容について、見込みはどう考えているか。

新氏： 前回の会合で、ロシアが、本音かどうか分からないが、そろそろ自分たちもあまり反対反対というのも疲れてきたので、11月のSG 5会合に向けて取りまとめていきたいという発言もあったので、会議の場で何らかの折衷案を見つけて、進められればと考えている。

三瓶主査： 了。

【資料地-64-3-3】

「WRC-23に向けた共用共存検討に用いるIMTパラメータの作業文書における広いエリアの展開密度に関する議論の進め方の提案」について、KDDIの今田氏から説明がなされ、質疑応答の後、承認された。

三瓶主査： 提案の $K_{\Delta f}$ を1にするという意味は、全ての基地局が7 GHzを使うか使わないかに関わらず、全ての基地局が7 GHzを出すという想定となるわけであるか。

今田氏： 然り。このパラメータの中で算出する基地局が、全て7 GHz帯での共用検討の干渉元として想定することとなる。

三瓶主査： ただ、そうすると、既存に打ってある基地局もかなり台数があるわけであり、それを全てカウントしてレベルを超えるということにならないか。

今田氏： 考え方の前提に拠って来ると思う。日本等の想定においては、前会期のWRC-19議題1.13で考えたように、まず広いエリアの基地局展開率、IMTパラメータを使って算出する基地局は、干渉検討で対象としている周波数帯で用いる基地局をずばり求めるという意味でパラメータの値を決めている。全周波数帯での基地局の総数を出そうとしているというものではない。

三瓶主査： 干渉するのは7 GHzだけであって、例えばそこに1 GHzとか2 GHzとかを全部入れるという意味であるとこれは思う。

- 今田氏： そうではない。
- 三瓶主査： そうではないとは書いてない。全基地局としてしか書いていない。フットプリント内の国土の基地局数に対してというのは、全てのバンドにおける基地局という意味にしかならない。7 GHz帯を使っているので、本来検討すべきかと思うが、そうではなくてという意味にしか見えない。要するに、7 GHz帯の利用率を規定するということは、全帯域の中の基地局があって、その中で7 GHz帯がどれだけ利用されているかという意味になるわけである。議論が変である。
- 今田氏： そのこの前提のところ、インド等の衛星側の提案と、日本を含むモバイル側の提案で若干ずれがあるので、そのこの前提を揃えて、パラメータの値を最終化しようという提案である。
- 三瓶主査： ただ、この提案内容に記載されていることは、フットプリント内の国土の基地局数に対して、と書いてあり、これは全帯域のことであり、例えばこれはミリ波の帯域も全て含むということを意味している。それは絶対に違うと思う。どこにも周波数のことは書いていないと思う。
- 今田氏： 周波数のことは書いていない。今の作業文書の表1は、6-8 GHz帯に適用する広いエリアの基地局展開率に関するパラメータをまとめたものであるが、ここに書かれている値というのは、6-8 GHz帯に適用する値である。そのため、このパラメータの値を使って算出するものに関しては、6-8 GHz帯の基地局数に関するものであるという理解である。
- 三瓶主査： そうであれば、そう記載しないとイケない。基地局というのは、6-8 GHz帯を利用する基地局という意味か。
- 今田氏： その理解である。
- 三瓶主査： ただ、もう一つは、基地局はいろいろなところに設置されていて、どのバンドを使うかは時と場合によって変わってくる。
- 今田氏： 然り。
- 三瓶主査： 例えば4 GHz帯を使っているとしても、将来的にそこに6-8 GHz帯を使う可能性があり、そのときに基地局数というのは、今、6-8 GHz帯を使っていると考えると、そんなに基地局はあるのかという話になってしまう。どういう意味か。
- 今田氏： これから、将来6-8 GHz帯で展開していく基地局数の推定に使うものである。将来の使われ方を想定して、この作業文書のパラメータの値を使って、6-8 GHz帯の基地局数を算出しようというものである。

- 三瓶主査： この6-8 GHz帯という意味と、7 GHz帯というのは同じ意味か。違うのか。
- 今田氏： 同じ。
- 三瓶主査： そうすると、7 GHz帯の利用率というのはどういう意味になるのか。何に対する利用率か。
- 今田氏： 二つ観点がある。7 GHz帯の帯域の中で、複数チャンネルが割り当てられる場合には、そのチャンネルによって基地局の数が分散される可能性がある。また、4 GHz帯や6 GHz帯よりもさらに低い周波数帯において、基地局を利用する場合があるため、その他のバンドの基地局とトラヒック・エリアを分散させる可能性があるため、そういった要素を考慮して、全体の基地局数に対して6-8 GHzの基地局数の利用率を考えるというのが、インド側の提案の趣旨である。
- 三瓶主査： 先ほどは、基地局数は6-8 GHz帯の基地局数のみを考えるという言い方をしていたが、7 GHz帯の利用率とは何かと聞いたら、6-8 GHz帯であると言ったので、説明が矛盾している。
要は、先ほど、帯域に拠らない基地局とはどういう意味かを聞いたら、全帯域ではないという言い方をされていて、それは6-8 GHzと言われた。それに対して、7 GHz帯の利用率の7 GHz帯とは何かを聞いたら、それも6-8 GHz帯と言った。説明が矛盾している。もう少しスペシフィックに言ってもらいたい。
- 今田氏： インド側の提案というのは、6-8 GHz帯以外の帯域も含めた基地局総数をまず算出して、それに対して7 GHz帯の基地局の周波数利用率を乗算するという考え方になる。
- 三瓶主査： それのどこが拙いのか。
- 今田氏： 前提がインド側と日本等と違うため、それが原因で、現在提案されている値に乖離があるというのが現状であると認識している。
- 三瓶主査： だとすると、ここは、要は7 GHz帯の基地局の数で規定すればよいのではないか。
- 今田氏： 然り。
- 三瓶主査： そう書けばよいのであるが、そう書かれていない。言っていることは同じであると思う。全基地局数に対して7 GHzの基地局数の比率を掛ければ、7 GHzの基地局数になるので、言っていることは同じように思う。しかし、だから何が違うのかという疑問が湧いてくる。
- 今田氏： 同じことになる。この比率をどの段階で考慮するかになるかと思う。インドが言っているのは、共用検討の段階において、そこで初めて周波数の利用率という割合を掛けて、干渉源となりうる基地

局の数を推定しようというものであるが、我々日本においては、共用検討においては、そういった周波数利用率は考慮しないで、IMTパラメータを用いて算出したものをそのまま用いようというものである。共用検討において周波数利用率を考慮するという考え方に乗ってしまうと、その値の妥当性を共用検討のときに議論することとなってしまい、議論を先延ばしすることとなってしまったらと思う。そのため、共用検討の段階で議論するのではなく、今回、IMTパラメータを最終化する段階で、同じ前提に基づいてパラメータを最終化しておいた方が、後々の共用検討においてのリスクを回避できるということを考えての提案となっている。

三瓶主査： 今までの共用検討のときのアグリゲート干渉のときも、基地局の台数の評価をずっと行っている。そういう意味では、7 GHz帯の基地局の数が何台まで収容可能かということ議論すればよいのではないか。

今田氏： そのとおり。

三瓶主査： だとすると、ストレートに議論しないと、何を言いたいかわからない。要は、今までの経緯もこうなので、7 GHz帯という特定で何台収容可能なのかを共用検討を行えばよいと、それだけでよいと思うが、違うか。

今田氏： 共用検討における議論のポイントは、そのとおりと思う。

三瓶主査： そういう主張の文書にした方がよいと思うが、違うか。
比率を掛けるとか掛けないとかは、テクニカルな問題である。議論を先延ばしするというのは言ってもよいと思うが、ただ、現実的には基地局の台数が何台まで収容できるかだけが問題であるので、それを共用検討で評価するという形がストレートでよい。そういう主張では駄目なのか。

今田氏： 共用検討のときは、台数で評価するか、衛星側の干渉基準に対して、どのくらいマージンがあるかで評価するかであると思う。干渉マージンを計算するに当たって、その前提となる基地局台数をまず算出すると考えている。そのため、前提となる基地局数を算出する方法で、共用検討の段階でこの周波数利用率の値の妥当性の議論を先延ばしするのか、それを避けるためにパラメータを最終化する現段階で、なるべく前提となる基地局数を抑える方向で合意が図れるようにしているもの。

三瓶主査： 要は、インダイレクトにパラメータを設定しているのが拙いというだけだと思う。それに対する反論もまどろっこしい。それで意味が通じるのかという疑念がある。如何か。

今田氏： 前回会合での前提条件の相違点というのが、今回指摘しているポイントと考えている。その前提を合わさないと今回の値の最終化・擦り合わせは難しいと考えている。そのため、前提の相違点を指摘の上で、できるだけ議論を先延ばしせず、今回、できるだけ前提となる基地局総数の数を小さくする形で合意できるように、現地で対応したいと考えている。

三瓶主査： 了。

【資料地－64－3－4】

「WRC-19により求められた無線通信規則第21.5条に関する検討に対するさらなる考察」について、NTTドコモの新氏から説明がなされ、質疑応答の後、承認された。

橋本構成員： 英文のp. 3にProposalのセクションがあり、段落が二つに分かれている。後の方の“Taking into account these aspects, …”以下が、具体的な今回の提案になろうかと思う。ここでは全体を通じて、26 GHz帯のことを議論してまず決めていくべきだという趣旨になっているため、後段のTaking into account以下も26 GHz帯のことをいっていると考えられる。ただ、後段の段落には、その周波数帯のフレーズがないため、どこかに入れておいた方がよいのではないかと思う。例えば、“an IMT station using AAS”の後に入れるなど。

あと質問であるが、一つ前の段落“Progressing the studies for solution(s) of verification of No. 21.5 by the BR before WRC-23 decision regarding the notification of IMT stations operating in the frequency band 24.45-27.5 GHz should be prioritized”で、WRC-23の前に通告の可能性があるのは、26 GHz帯だけであるのか、そうであれば、今回の日本の提案が採用されれば、提案としては一区切りとなるため、無線通信局にこれを暫定的な検討の結果として、早めに通知する可能性は考えられるのか。その点について伺いたい。

新氏： 指摘・質問に感謝。最初に通告される周波数として可能性が高いのは、26 GHz帯である。実際のネットワーク展開という観点でも可能性が高いと考えている。21.5条の検討の範囲についての解釈は、2.1章のところで記載している。WRC-19で要請された検討というものが、どういった範囲なのかが読み方によって曖昧になっている。一部の国については、ここに記載しているとおり26 GHz帯のみが

対象であると読んでいる。一方、他の国の中では、26 GHz帯だけではなく、RRの21条に関わるところ、WRC-19で特定された他の周波数帯も対象にして検討すべきだとして、（意見が）割れていて、そこも議論の争点となっている。したがって、そういう意味で、実際に通告される可能性が高いのが26 GHz帯ということで、26 GHz帯をまず優先して検討しようというのが日本の提案の一部の背景となっている。BRでの通告の審査もそこが先行的になると思うので、そこをまとめていくのがよいのではないかという主張を行っている。他の周波数帯をどうするかというところは、もう少し議論をする必要があると思っている。現実にはWRC-23の場にならないと、決まらないのではないかと思っている。ステップ・バイ・ステップで進めていこうという意味で、日本から提案している状況である。

橋本構成員： 提案の趣旨はこれで結構であると思う。WRCのプレナリの議事録は、参加された方はご存じであると思うが、厳密に後の解釈に困らないような表現をとっているものではない。従って、何回読んでもいろいろなふうに解釈できるということが当然ある。日本としてはどちらの解釈で行くのか、追々考えればよいと思う。個人的には、26 GHz帯をまず行って、その後一般的に、アクティブアレイを用いるアンテナに共通する問題であることから、引き続き他の周波数帯についても検討を継続して行って、できればWRCで結論を出す。今、新氏が説明されたとおりの方向でよいかと思う。早めにこの26 GHz帯の結論だけ、WRC-23以前の通告処理に間に合うようにBRへ通知をしてしまうのか、ということ。ルール化するにも、半年程度手続がかかるため、早めにするなら、早いに越したことはない。それについては、いつを考えているか。

新氏： そこはITU-Rの中で合意ができれば、早めにBRに通知して、彼らが扱うRules of Procedure等に暫定反映して、通告審査を行うという形にするのが望ましいかと考えている。そういう対処を願っている主管庁もいるため、そういった合意ができれば、そういう形で進むかと考えている。

橋本構成員： 了。

三瓶主査： 1 MHz当たりのTRPが衛星受信局の保護に影響を与えるという意味がよく分からない。
逆に200 MHz帯当たり+10 dBWと定義すると、狭帯域になればなるほど電力密度が上がるということに相当するため、この関係をどう考えているのか説明してほしい。

新氏： 現状の21.5条の規定は、+10 dBWという値しかない。まずそういう前提となっている。一部の国の方については、この+10 dBWというのは、新たに1 MHz当たりの10 dBWと解釈しようという提案が出て来ている。ただ、1 MHz当たりの10 dBWとしてしまうと、IMT、5Gの運用で、ITU-Rの検討では200 MHzのチャンネル帯域幅を想定したため、電力としては200倍になってしまう。そうすると、元々ITU-Rで行った共用検討の前提からすると、かなり電力密度が高い想定となってしまうため、そうすると衛星受信に影響を与えるためよくないというのが日本の考え方である。この+10 dBWを200 MHz当たりとすると、ITU-Rで検討したものと整合が取れ、衛星が保護できるレベルとなっているため、そういう意味で、200 MHz当たり10 dBWであればよいのではないかと提案である。

三瓶主査： 要は、現状があって、現状の規定をもう少しスペシフィックするという立場と、現状とできるだけ同じ基準でオペレーションしたいということをもっと主張しないとイケないかと思う。逆にTRPを1 MHz当たりと解釈したいというのは、何か意図があるのかどうかである。ただ、これは200 MHzで規定しているものを1 MHzにするというのは23 dB電力密度が高くなるので、問題であることは分かる。その辺の主張の根底、どういうことを前提として、又はどういうことを維持したままどうしたいのかということがないと、なかなか説得力が出て来ないと思うが如何か。

新氏： 少なくとも、10 dBWを1 MHz当たりとすると衛星受信に大きな影響を与えるということは、英文では表現しているため、これで1 MHz当たりを提案している人に対しては、受け入れがたいということをも主張できていると考えている。

それで、1 MHz当たりに替わるものは何がよいかというと、ITU-Rの検討で200 MHz当たりで行っているため、それがよい落としどころ、妥当なりーズナブルな値ではないかということ、別のところで述べている。

三瓶主査： ただ、表1では、帯域幅が全て100 MHzしか使ってなくて、200 MHzという数字は唐突感があつた。200 MHzは、ITU-Rの中で今まで議論されてきた帯域であるという意味か。

新氏： 然り。ご認識のとおり。

三瓶主査： 了。

【資料地-64-3-5】

「新報告草案ITU-R M. [HIBS-CHARACTERISTICS]に向けた作業文書に関する提案」

について、ソフトバンクの坂田氏から説明がなされ、特段の質疑なく、承認された。

【資料地-64-3-6】

「WRC-23議題1.4におけるHIBSの共用共存検討に向けた作業文書に関する提案」について、ソフトバンクの坂田氏から説明がなされ、質疑応答の後、承認された。

三瓶主査： 提案内容で、HIBSから宇宙局への干渉分析というのは、第一・第二地域のHIBSからの干渉分析のための共用検討を実施すべきという意見に対する回答というか。

坂田氏： 否。その話とはまた別。今回議論となっている第三地域の2.5 GHz帯と2.6 GHz帯の移動衛星業務とは別に、その他の帯域において他の宇宙局との検討があるため、そちらに対する提案として、今回干渉分析を入れている。

三瓶主査： 第一・第二地域への干渉に対しては、特に何も言わないということか。

坂田氏： 今回は、決議247に沿うと、明らかに検討対象ではないということで、検討はスコープ外であるという見解のみ示して、具体的な計算は入力しないことを考えている。

三瓶主査： ただ、これがまた問題となった場合に、どういう対処を想定しているか。

坂田氏： 実際これまでの会合を見ると、移動衛星業務をこの帯域で使っている国がやはり強く、地域跨ぎの検討を新たに進めるべきと主張しているため、ご指摘のとおり意見が対立する可能性がある。その場合は、今回入力するHIBSから宇宙局への干渉分析が、この帯域にも適用できると考えているため、どうしても落とすところが着かない場合には、このAppendix 1の計算を移動衛星業務にも適用することを落とすところとして考えたいと思う。

三瓶主査： 了。

【資料地-64-3-7】

「IMT-2020基地局・端末の不要輻射新勧告に関するリエゾンの提案」について、エリクソン・ジャパンの本多氏ら説明がなされ、質疑応答の後、承認された。

三瓶主査： 前回、リエゾンを出さないこととなった理由は何か。

本多氏： リエゾン文書の中に、別のリエゾンがあり、WP 1Cから3GPPに対してOTAで無線のパフォーマンスを測定できるような機能を追加で標準化してほしいというリクエストのリエゾンが、以前にWP 1Cか

ら3GPPに出ている。今議論しているこのリエゾン自体は、3GPPに出すものであるが、一部の国から、別のリエゾンの内容を入れてほしい提案があった。その部分で合意できずに、リエゾンが出せなかったということである。

三瓶主査： 了。

【資料地-64-3-8】

「2030年前後のIMTの構想に係る新勧告草案及び将来のIMT無線技術動向に係る新レポート草案の作業文書の作成」について、KDDIの菅田氏から説明がなされ、質疑応答の後、承認された。

三瓶主査： テラヘルツやNTNが、WP 5Dの範疇ではないのではないかという意見がどの国から出てきたかを本当は知りたい。ただ、Beyond 5Gの中でこういうものが必要だということが世界的に言われているわけであり、今後こういう分野をどうするかをITU-Rの中で今までの認識を改めなくてはいけない点があるのではないかと思うが、如何か。

菅田氏： どこでもIMTネットワークでIMT端末が使えるという方向性は誰もが主張していて、総意になっているため、ご指摘のあった観点はどこかでしっかりと議論しなければいけないと個人的には思う。ただ、現状ITU-Rでは、NTNとなると衛星を含みSG 4で、またテラヘルツは周波数帯が高いので、移動体というよりは固定業務の性格が強いとなると、それぞれ違うWPで議論されていることがあるため、その辺は将来的には相互に情報交換や問題点が出てくれば、総合的なIMTシステムという形で議論していかなければならないということは確かだろうと個人的には思う。ただ、ITU-R的には、これをどういうふうに処理していくかは、もう少し明確な議論がされた方がよいだろうという気はしている。この辺は私が申し上げるよりは、橋本構成員の方が、具体的かつ明確な考え方があるのかもしれない。

三瓶主査： 橋本構成員は何か意見あるか。

橋本構成員： 特にない。「テラヘルツやNTNはWP 5Dで扱わない」との考え方の経緯は存じていないが、少なくとも5D会合内部で議論して、日本の方向をサポートしてくれる国もあるはずであるから、それに沿って、粛々と進めればよいと思う。会合の雰囲気によって、フィードバックしてもらい、また軌道修正することもあるかもしれないが、今回の提案はこのまま出せばよいと思う。

三瓶主査： 了。

(4) ITU-R SG 5 WP 5D 第38回会合の対処方針案について

【資料地-64-4】

ITU-R SG 5 WP 5D第38回会合の対処方針（案）について、事務局から、説明が行われ、特段の質疑なく承認された。

(5) その他

事務局より参考資料の説明があった。

以上